

一般競争入札公告(売払)

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩

次のとおり一般競争入札に付します。入札者等心得その他関係事項を承知のうえ参加してください。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名：鉄くずほか4件
 - (2) 引取期限：契約締結日～令和7年3月31日
 - (3) 引渡場所：陸上自衛隊信太山駐屯地(大阪府和泉市伯太町官有地)
 - (4) 引渡期限：代金納付の日から5日以内(令和7年3月31日までに搬出)
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 令和4・5・6年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の買受け」C級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。申請中の場合、その旨証明できる書面を提出すること。
 - (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者含む。)
 - (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として指定されていない者。
- 3 契約条項等を示す場所
入札書等の資料は、下記に示す期間、第398会計隊契約班において配布する。
令和7年2月4日(火)～令和7年2月13日(木)(土日祝除く0815～1630)
- 4 売払物品の現地における確認
希望する者は下記12(6)イへ連絡し、日時を調整すること。
- 5 競争入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時：令和7年2月14日(金)10時00分
 - (2) 場所：陸上自衛隊信太山駐屯地 隊員食堂
- 6 保証金等に関する事項
入札保証金及び契約保証金は免除する。ただし、落札者が契約を結ばないときは、違約金として落札金額の100分の5、契約者が契約の適切な履行をしないときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- 7 入札の方法
 - (1) 入札書は、消費税を含まない金額を記載する。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札書には消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず、見積もった金額の110分の100を記載すること。
- 8 落札決定の方法
 - (1) 総品目総額決定とする。
 - (2) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の金額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
- 9 契約書の作成
 - (1) 落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
 - (2) 適用する契約条項は駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」とし、「談合等の不正防止に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付す。
- 10 売払代金の納付期限
代金は、令和7年3月31日までに納付すること。

11 入札の無効

- (1) FAXによる入札
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札条件に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者氏名、押印が識別し難い入札
- (5) 入札権限のない者の入札（要委任状）

12 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和7年2月13日(木)17時00分までに本件入札参加受付手続きを完了すること。この際、資格審査結果通知書(写し)を提出すること。(FAX可)
- (2) その他の事項については、入札者等心得の定めにより実施する。
- (3) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。(令和7年2月13日(木)12時まで。FAX可)
- (4) 郵便による入札の場合は入札前日17時までに(当日持参し、預入する場合含む)必着となるよう発送すること。なお郵送する際は、封緘後の封緘印の処置を実施し事前に連絡するとともに、便着の確認を電話にて行うこと。
- (5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。郵便による入札がない場合は当日実施し、郵便による入札がある場合は別途連絡します。

(6) 問い合わせ及び連絡先

ア 入札に関する事項

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地
陸上自衛隊信太山駐屯地 第398会計隊契約班
TEL 0725-41-0090(代表) 内線449 担当：平岡
FAX 0725-41-9453(直通)

イ 売払物品等に関する事項

陸上自衛隊信太山駐屯地 業務隊 補給科
TEL 0725-41-0090(代表) 内線323 担当：杉本

本公告は、陸上自衛隊信太山駐屯地 第398会計隊契約班
陸上自衛隊八尾駐屯地 第398会計隊八尾派遣隊
陸上自衛隊和歌山駐屯地 第398会計隊和歌山派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している

入札参加申込書(信太山駐屯地)

下記の入札に参加します。

入札件名	鉄くずほか4件		
入札日時	令和7年2月14日(金) 10:00		
落札決定方式	総額決定		
会社名			担当者名
連絡先	TEL		FAX
入札書受取方法 (いずれかに○)	1. インターネットホームページからダウンロードして受取 2. 電子メールで受取 (メールアドレス記入欄:) ※過去にメール受け実績ありで、変更なければ記入不要 ※ご希望される場合は下記契約担当までご連絡ください。		
入札の方法	当日(立会)・事前(郵送・預入)		
現場確認の有無	有・無	※有の場合は下記記載の要求担当へ調整をしていただくようお願いします。 ※対応可能日 平日の0900~1100、1300~1600	

※必ず全省庁統一資格決定通知書(写)を添えてFAX又はメールしてください。

TEL番号:0725-41-0090

メールアドレス: ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

内線 契約担当:ヒラオカ(449) 要求担当:スギモト(323)

FAX番号:0725-41-9453

調達要求番号： 売払～8号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
鉄屑他売払			
		作 成	令和 7年 2月 3日
		変 更	
		作成部隊名	信太山駐屯地業務隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊信太山駐屯地において実施する売払について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は表1による。

表1－種類

品 名	規 格
鋳鉄屑	鋳鉄屑
鉄 屑	鉄屑（特級）
	鉄屑（1級）
	鉄屑（2級）
	鉄屑（3級）
	鉄屑（4級）
	鉄屑（級外）
銑鉄屑	銑鉄屑（中）
	銑鉄屑（下）
銅 屑	銅屑（上）
	銅屑（中）
	銅屑（下）
真ちゅう屑	真ちゅう屑
真ちゅう鋳物屑	真ちゅう鋳物屑
青銅屑	青銅屑（上）
	青銅屑（並）
アルミニウム屑	アルミニウム屑
ステンレス屑	ステンレス屑
アルミ合金屑	アルミ合金屑
黄銅屑	黄銅屑（並）
線 屑	線 屑
廃弾屑	廃弾屑

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.5 仕様書

GLT CG Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2. 管理要領に関する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 当該、鉄屑類についての一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。
- b) 処置前（原型のまま）の状態では、他への持ち出し、又は他への業者への売却をしてはならない。

2.2 売払の区分

売払の区分は、“積載・運搬及び解体（解体・切断・破砕・圧縮・溶解等）”とする。

2.3 処置基準

処置基準は、関係法令または調達要領指定書に指定している場合それらを遵守し、適正に処置する責任を負うものとする。

2.4 作業上の留意事項

作業実施上の留意事項は、次による。

- a) 作業時実施に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、損傷を与えた場合は、速やかに検査官又は監督官に報告するとともに、契約の相手方の責任において現状に復旧するものとする。
- b) 作業時間については、信太山駐屯地開庁日の午前8時15分から午後5時までを基準とし、その時間外に作業を実施する場合は監督官との協議による。
- c) 作業終了後については、努めて清掃を実施し、危害防止に努めるものとする。

3. 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約相手方は本役務終了後速やかに受領書等を処置し役務完了の確認をうけるものとする。

4. その他の指示

4.1 輸送

輸送にあたり脱落及び紛失・盗難防止の処置を行うものとする。

4.2 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	売払～8号
	調達要求年月日	令和7年2月3日
	作成部課	信太山駐屯地業務隊
	作成年月日	令和7年2月3日
	作成者名	陸曹長 杉本 光教
品名	鉄屑他売払	
仕様書番号		

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊信太山駐屯地の保有する鉄屑他の売払について適用する。

2 鉄屑他の処置要領

- (1) 契約業者は、鉄屑他の処置に関し関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 契約業者は、廃弾屑が原形をとどめないように、また表示抹消或いは標示が判読できないように、解体・切断・破砕・圧縮・溶解等（以下、解体等という）の処置を実施するものとする。
- (3) 官側は、鉄屑他の処置要領について、現場説明時に周知徹底する。

3 保全管理

- (1) 契約業者は、解体等の処置が終わるまで厳重な鉄屑他の保管管理を実施しなければならない。
- (2) 契約業者は、契約状況（特に表示内容・重量等）を撮影した写真データ等を第三者に開示してはならない。

4 輸送

鉄屑他を受領した業者は、輸送にあたり脱落及び紛失・盗難防止の処置を行うものとする。